4 二毛作への助成

水田を最大限活用して自給率の向上を図るため、新たに**二毛作への助成（1.5万円／10a）**が実施されます。

■「**主食用米**と**戦略作物**」又は「**戦略作物同士**」を**組み合わせて作付ける場合のみ対象**となります（**野菜等の「その他作物」を組み合わせた二毛作は交付対象外**）。

対象となる作付パターン（例）

作付のパターン			交付金額（円／10a）		
• 主食用米	＋	麦	（米のモデル事業）	＋	1.5万円
• 大　豆	＋	麦	3.5万円	＋	1.5万円
• 麦	＋	そ　ば	3.5万円	＋	1.5万円
• 米粉用米	＋	麦	8.0万円	＋	1.5万円

※1　二期作の場合

二期作は、気象条件等地域の特性から、１年のうちに米の生産が２回行えることであり、水田の高度利用を行うという点で二毛作と同じ効果があるため、例えば、二期作で米粉用米と飼料用米の生産を行う場合の助成額は以下のようになります。

作付のパターン			交付金額（円／10a）		
• 米粉用米	＋	飼料用米	8.0万円	＋	1.5万円

※2　稲作→麦→大豆・そばの二年三作の場合

稲作→麦→大豆・そばの二年三作については、稲作を当年産、麦＋大豆・そばを翌年産として整理（収穫年で整理）し、その交付額は下のようになります。

作付のパターン			交付金額（円／10a）
• 主食用米		—	（米のモデル事業）
• 麦	＋	大　豆	
• 米粉用米		—	8.0万円
• 麦	＋	大　豆	

5 激変緩和措置

平成23年度の戸別所得補償制度の本格実施に向けて、22年度も継続して安定的な生産体制が維持できるよう、従来の対策に比べて交付額が減少する地域の影響を緩和するため、交付単価の上乗せができる「激変緩和措置」が講じられます。

■ 設定主体

都道府県が、国との協議の上で設定します。

※地域協議会単位で措置の内容が異なる場合があります。

■ 激変緩和措置の内容

（1）交付単価設定の弾力的運用等

① 「その他作物」への交付額を活用した、米粉用・飼料用・バイオ燃料用米及び WCS 用稲を除く戦略作物への加算

② 麦・大豆・飼料作物の交付総額の範囲内での、麦・大豆の交付単価の上乗せ

③ 「主食用米と戦略作物」又は「戦略作物同士」の二毛作に対して交付金が交付されることによる、二毛作可能地域の激変緩和効果

（2）激変緩和調整枠による加算の設定

（1）の交付単価設定の弾力的運用を行っても、なお、減少分の激変緩和を行う必要がある場合の措置として、「激変緩和調整枠」を設け、交付単価の変動の大きい作物への加算を実施

※　計画時点よりも実際の取組が拡大し、「その他作物」・「麦・大豆・飼料作物」の交付総額や、激変緩和調整枠を超えてしまう場合には、範囲内に収まるよう一律的に単価を減額して交付されます。

戸別所得補償モデル対策 Q&A

Q. 農家への直接支払は日本だけのもの？

A. EU、アメリカなどの先進国では、自国の農家を直接支払により支援することが主流になっています。農家1戸あたりの直接支払額※を比較するとＥＵが87万円、アメリカが89万円となっているのに対して日本は24万円です。日本での農家に対する直接支払はこれらの国に比べると少ないくらいで、各国とも自国の食料や農業を重視している現状がうかがえます。

※直接支払額…2006年の各国WTO通報により試算

（参考）水田利活用自給力向上事業による農家の収入（10ａ当たりイメージ）

水田利活用自給力向上事業により、主食用米を作付けしない水田を活用して麦・大豆等の戦略作物を生産した場合、農家の所得は、主食用米を生産する場合と同等の水準となります。

（単位：千円／10a）

	販売収入	販売収入（流通経費除く）①	経営所得安定対策相当額 ②	うち成績払	水田利活用自給力向上事業 ③	耕畜連携粗飼料増産対策事業 ④	収入合計 ⑤=①+②+③+④	経営費（副産物価額差引）⑥	所得 ⑤−⑥
小麦（田）		12	40	13	35	—	87	45	41
大豆（田）		21	27	7	35	—	83	42	41
米粉用米	42	25	—		80	—	105	62	43
飼料用米	20	9	—		80	—	89	62	28
〔わら利用の場合〕	20	9	—		80	13	102	62	41
主食用米		106	—		—	—	106	80	26

※計数は、四捨五入のため、端数において合計とは一致しないものがあります。

注１）販売収入は、米粉用米4,800円／60kg（80円／kg：現物弁済米の米粉用への販売価格）、飼料用米31円／kg（政府所有米穀の飼料用途向け売渡価格に応じた全農スキームの販売価格）を用いて算定
注２）単収は、米粉用米530kg／10a（水稲の平年単収）、飼料用米650kg（先駆的取組である山形県遊佐町で使用されている品種「ふくひびき」の試験成績（粗玄米重703kg／10a）と18、19年度の取組事例の平均値600kg／10aを勘案）を用いて試算
注３）流通経費は、米粉用米2,000円／60kg、飼料用米1,000円／60kg（全農事例）から試算
注４）主食用米、小麦、大豆の販売収入は、H19生産費調査（全階層平均、主産物）
注５）経営所得安定対策は、全国の平均単価を用いて試算
注６）飼料用米の13千円／10aは耕畜連携粗飼料増産対策事業の助成金（上限）
注７）面積当たり経営費は、米粉用米、飼料用米、主食用米は19年産生産費の全算入生産費から家族労働費、自己資本利子及び自作地地代を控除。さらに、米粉用米、飼料用米は主食用米の機械を活用するため、農機具費及び自動車費の償却費を控除（山形県遊佐町の事例でも同様の考え方で試算）

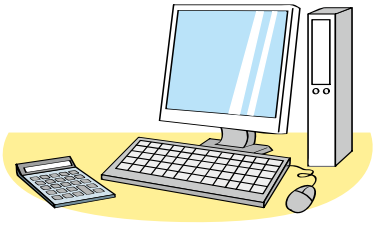

Ⅳ 米戸別所得補償モデル事業（米のモデル事業）

22 年度予算額　3,371 億円

需給調整※に参加している米の農家に対して主食用米の作付け面積10a当たり1万5,000円を直接支払により交付して、水田農業を担う農家の経営安定を図る事業です。

米の生産には苗の費用のほか、肥料代、農薬代、農機具代や人件費などの経費がかかります。ところが標準的な農家の場合、米の販売価格からこれらの経費を差し引くと、慢性的に赤字になっています。また、農業には景観や国土の保全など、さまざまな役割がありますが、この役割に対する価値は価格には反映されません。

このため米のモデル事業では、私たちの食料の供給を担う農家が安心して農業を続けられるように、その部分を補い、再生産を支援します。

※需給調整…需要の低下している米の生産を抑え、替わりに自給率の低い大豆や麦などの生産を奨励する制度

1 対象農業者

米の生産数量目標に即した生産を行った販売農家・集落営農

■ 対象農業者

（1）「販売農家」について

水稲共済加入者であれば、販売農家とみなされます。当然加入面積未満の小規模農家等であっても、前年度の出荷・販売先との契約状況の申告があれば対象となります。

（2）「集落営農」について

規約と代表者を定めて、米の生産・販売について共同販売経理をしているものが対象となります（加入申請の際に構成農家名簿と集落営農の通帳（代表者）名義の写しを提出）。

（3）「生産数量目標に即した生産を行うこと」について

米の生産数量目標の換算面積の範囲内で、主食用米の作付を行っていることです。
なお、確認は面積により行われます。

※　生産数量目標の換算面積は、都道府県・地域・農業者間の調整が行われ確定された生産数量目標を地域単収で換算した面積です。

2 交付対象面積

■ 交付対象面積

主食用米の作付面積から自家飯米・縁故米用に供される分として、一律10ａを控除して算定されます。

集落営農の場合、水稲共済に組織加入すれば、組織単位で10aを控除します。

（注1）酒造好適米・種子用米については、自家消費に回らないことが確実と見込まれることから、10ａ控除の対象とはなりません。

（注2）米粉用・食料用・バイオ燃料用米、WCS用稲、加工用米として農政事務所の認定を受けたものは、生産数量目標の外数として扱われますので、主食用米の作付面積にカウントされません。

3 交付単価

米価変動に対応し、**標準的な生産に要する費用まで所得を補償**する、いわゆる「**岩盤対策**」が実施されます。

（1）定額部分の交付単価

「**標準的な生産に要する費用**」と「**標準的な販売価格**」の**差額相当分**が助成されます。

10ａ当たりの定額部分の交付単価は、**全国一律単価　1.5万円**で、**当年産米の販売価格いかんにかかわらず交付**されます。

※　標準的な生産に要する費用は、米の生産費統計（全国平均）における経営費の全額と家族労働費の８割の過去７年（平成14年産から20年産）中庸５年の平均により算定

標準的な販売価格は、全銘柄平均の相対取引価格の過去３年（平成18年産から20年産）の平均から流通経費等を除いて算定

（参考）交付単価の算定方法

a	標準的な生産に要する費用	13,703円／60kg
b	標準的な販売価格	11,978円／60kg
c	差引（ａ－ｂ）	1,725円／60kg
d	交付単価（ｃ×530kg／10ａ÷60kg）	15,238円／10ａ
		≒15,000円／10ａ

（2）変動部分の交付単価

当年産の販売価格が**標準的な販売価格**（過去３年平均）を**下回った場合**には、**その差額**を基に変動部分の10ａ当たりの交付単価が算定されます。

※　当年産米の販売価格は、当年産の出回りから１月までの全銘柄平均の相対取引価格を使用

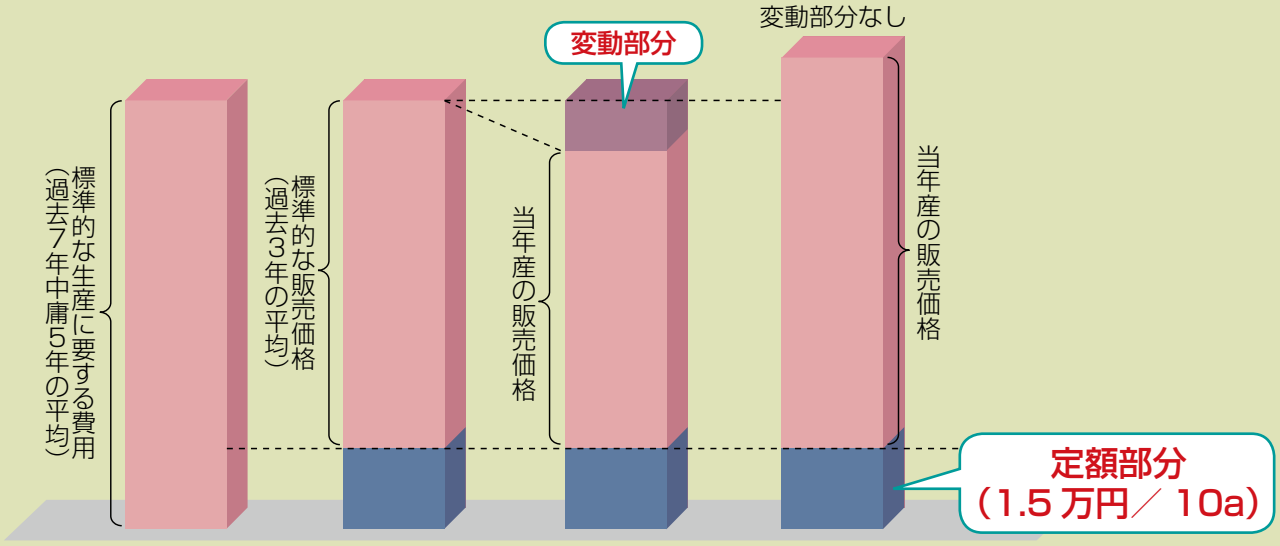

4 その他留意すべき事項

（1）調整水田等の不作付地の扱い

調整水田等の不作付地により**生産数量目標を達成している農業者**は、不作付地となっている水田の地番、面積を明らかにした上で、作物の栽培ができない理由と改善予定年を定めた**改善計画を市町村に提出**し認定を受けることを要件として、モデル事業の対象となります。

なお、モデル事業の実施期間に、市町村、地域水田協議会、地方農政事務所等が、地域の不作付地を把握し、本格実施以後は、地域を上げて、不作付地の改善に取り組みます。

※　調整水田等とは、調整水田（水を張った状態で管理）、自己保全管理（常に耕作が可能な状態で管理）、土地改良通年施行（土地改良事業により作物作付が不可能な状態）等をいいます。

（2）集落営農から脱退する場合の扱い

集落営農の構成農業者又は集落営農を脱退した構成農業者が単独で本事業の対象となる場合には、当該集落営農の**同意が得られている**ことが総会の議事録、代表者の同意書等により確認できることを要します。

戸別所得補償モデル対策 Q&A

Q　農業の多面的機能とは何ですか？

A　農業の多面的機能とは、国土の保全、水源の涵養（かんよう）、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など農村で農業生産活動が行われることにより生じる、食料やその他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる（外部経済効果）機能のことをいいます。

農業の多面的機能の貨幣評価

機能の種類	評価額	評価方法
洪水防止機能	3兆4,988億円／年	治水ダムを代替財として評価
土砂崩壊防止機能	4,782億円／年	土砂崩壊の被害抑止額によって評価
土壌浸食（流出）防止機能	3,318億円／年	砂防ダムを代替財として評価
河川流況安定機能	1兆4,633億円／年	利水ダムを代替財として評価
地下水涵養機能	537億円／年	地下水と上水道との利用上の差額によって評価

（注1）学術会議における討議内容を踏まえて行った貨幣評価の結果のうち、答申に盛り込まれたものです。
（注2）農業の有する機能は、評価に用いられた代替財の機能とは性格の異なる面があること等に留意する必要があります。

5 集落営農に参加するメリット

- 麦・大豆等の転作組合で、米は個別対応の組織については、米も組織でまとめたほうが有利です。
- 現在、集落営農がなく、米を個別に経営している場合も、新たな集落営農を作ったほうが有利です。

米のモデル事業の交付対象面積

個別経営の場合

個人の作付面積から一律10a控除します。

●集落内に30a規模の農家が20戸あり、それぞれが個別で経営していれば、交付対象面積の合計は、

（30a－10a）×20戸＝400a

●交付金額は、

400a×1.5万円/10a＝**60万円**

集落営農の場合

集落営農全体の作付面積から10a控除します。

●20戸の農家が集落営農を組織化した場合、集落営農の交付対象面積は、

（30a/戸×20戸）－10a＝590a

●交付金額は、

590a×1.5万円/10a＝ **88.5万円**

集落営農のほうが28.5万円もお得

「集落営農全体の作付面積から10ａ控除」の適用を受けるには、集落営農が水稲共済に組織加入する必要があります。

→　「組織加入」とは、共済資格団体として、水稲共済に加入することをいいます。

共済資格団体の要件

集落営農の規約において、共済掛金の分担及び共済金の配分方法について、規定すること。

《規定例》

（費用分担及び利益等の分配）

第○条　この組合の事業に係る費用（共済掛金を含む。）は、組合員が共同で負担するものとする。

２　この組合の事業に係る利益等（共済金を含む。）は、すべて組合員に対して分配するものとする。

（注1）上記と同様の規定を有している集落営農の場合は、下線部を加えるだけで足ります。
（注2）この他、共済資格団体となるための規約に関しては、最寄りの農業共済組合へご相談下さい。

6 集落営農の作り方

- 集落営農を作るのは、むずかしくありません。
- まずは気の合う仲間数人で始めてみてはどうでしょうか。

米戸別所得補償モデル事業における集落営農の要件は３つだけです。

①　複数の農家で構成され､代表者を定めていること。

②　規約を有すること。

※　規約については、目的、構成員の資格、構成員の加入・脱退に関する事項、代表者に関する事項、総会の議決方法・議決事項などを定めることが必要です。（標準的な規約例については、農政事務所等で用意してあります。）

③　共同販売経理を行っていること。

※　集落営農の収入と支出を管理するための組織（代表者）名義の口座が開設されており、そこで組織で販売した農産物代金や交付金が振り込まれ、組織で購入した資材費や労賃、配当などが支出されているものです。

※　水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）に加入している集落営農組織については、農地の集積や法人化など従来どおりの要件を満たす必要があります。

→　これら組織も、米のモデル事業の導入を契機に、構成員が作付けしている米を取り込むことで、経営の安定と構成員の所得増を図ることができます。

Ⅴ 戸別所得補償モデル対策による経営改善

1 全国平均規模の農家の場合

現状の経営

経営面積 1.4ha（米 0.8ha、調整水田 0.6ha）

販売収入	米	94.4 万円 …①
補助金収入		0 万円
農業経営費		95.2 万円 …②
所得（①－②）		▲ 0.8 万円

兼業収入や年金でもって補てんしている状況

対策導入後の経営

経営面積 1.4ha（米 0.8ha、飼料用米 0.6ha）

販売収入	米	94.4 万円
	飼料用米	5.4 万円
	計	99.8 万円 …①
補助金収入	米	10.5 万円 (※1)
	飼料用米	48 万円 (※2)
	計	58.5 万円 …②
収入計（①＋②）		158.3 万円 …③
農業経営費		144.4 万円 …④
所得（③－④）		13.9 万円

赤字解消

（注） 販売収入は、米は平成 20 年産生産費統計（全階層平均、主産物）より算定。飼料用米は、政府所有米穀の飼料用向け売渡価格に応じた全農スキームの販売価格を用いて算定。

（注） 農業経営費は、平成 20 年産生産費統計（物財費等）より算定（飼料用米は主食用米の機械を活用するため、自動車費と農機具費の償却費を控除）。

※ 1 米のモデル事業交付金：1.5 万円 /10a（自家飯米分 10a は対象外）

※ 2 自給率向上事業交付金：8.0 万円 /10a

2 集落営農を組織化した場合

■　戸別所得補償制度では、個々の経営内容にかかわらず、全国一律の単価で交付されるため、個別経営よりも、集落営農により効率的な経営を行う方が農家１戸当たりの所得が大幅に増大します。

個別の経営（小規模な農家）

経営面積 0.5ha（米 0.3ha、調整水田 0.2ha）

販売収入	米	35.4 万円	…①
補助金収入		3 万円	…②（※１）
収入計（①＋②）		38.4 万円	…③
農業経営費		38.4 万円	…②
所得（①－②）		0 万円	

集落営農経営（同様の経営状態の農家 40 戸で集落営農（共済資格団体）を組織した場合）

経営面積 20ha（米 12ha、飼料用米 8ha）

販売収入	米	1,416 万円	
	飼料用米	72 万円	
	計	1,488 万円	…①
補助金収入	米	178.5 万円（※１）	
	飼料用米	744 万円（※２）	
	計	922.5 万円	…②
収入計（①＋②）		2,410.5 万円	…③
農業経営費		1,120 万円	…④
所得（③－④）		1,290.5 万円	

1 戸当たり所得 32.3 万円

（注）　販売収入は、平成 20 年産生産費統計（全階層平均、主産物）より算定。
（注）　農業経営費は、平成 20 年産生産費統計（物財費等）より算定（個別経営：米 0.5ha 未満、集落営農経営：米 10.0 ～ 15.0ha 層（雇用労賃、地代は除く）、飼料用米：5.0 ～ 10.0ha 層（主食用米の機械を活用するため、自動車費及び農機具費の償却費を控除））。

※１　米のモデル事業交付金：1.5 万円 /10a（自家飯米分 10a は対象外）
※２　自給率向上事業交付金：8.0 万円 /10a、耕畜連携粗飼料増産対策事業：1.3 万円 /10a

Ⅵ 対策に関連する事項

（1）「米戸別所得補償モデル事業の交付金」と「水田経営所得安定対策における収入減少影響緩和対策の交付金」との調整

平成22年産米については、米戸別所得補償モデル事業と収入減少影響緩和対策が同時に実施されますが、米戸別所得補償モデル事業において変動部分の補てんが行われ、収入減少影響緩和対策でも米について補てんが行われる場合には、**両制度の補てんの内容が重複しないよう調整**する必要があります。このため、収入減少影響緩和対策における米の補てん額を計算する際に、**米戸別所得補償モデル事業における変動部分の交付金額が控除**されます。

（2）集荷円滑化対策の扱い

集荷円滑化対策は、豊作により生じる過剰米が、米価の下落を招き農業経営に悪影響を及ぼすことを防ぐことを目的とするものです。

米戸別所得補償モデル事業においては、米の需給状況に応じて市場で価格が形成され、米の生産数量目標に即した生産を行った販売農家に対して所得補償されることから、豊作過剰による農業経営への悪影響は防ぐことができるため、**平成22年度**は、**集荷円滑化対策は実施されずに、同対策に係る生産者拠出も行われません。**

なお、23年度以降の取扱いについては、16・17年に過剰米対策資金に受け入れた生産者拠出金の取扱いを含め、戸別所得補償制度の本格実施とあわせ、今後検討されます。

（3）本対策の交付金の税制上の扱い

水田利活用自給力向上事業と米戸別所得補償モデル事業の交付金については、**農業経営基盤強化準備金の対象**となります。

〈農業経営基盤強化準備金制度〉

青色申告を行っている担い手が水田・畑作経営所得安定対策等の交付金や補助金を農業経営改善計画などに従い準備金として積み立てた場合、この積立額を個人は必要経費に法人は損金に算入できる制度です。

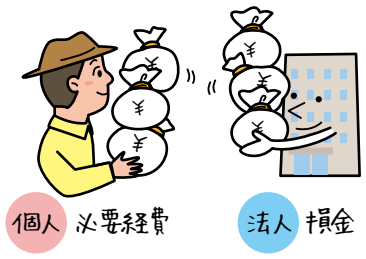

戸別所得補償モデル対策 Q&A

Q. 所得を主に農業以外から得ているといういわゆる「サラリーマン農家」にも助成するのはなぜ？

A. 米の生産を行う農家のうち、主業農家※の生産割合は38%しかありません。野菜や酪農の主業農家の生産割合がそれぞれ82%、95%を占めていることと比較すると、かなり低い割合といえます。

サラリーマン農家といっても食料供給への貢献は大きいものがあります。また農業経営者を増やそうと思っても、急に増やせるものではありません。モデル対策はサラリーマン農家にも、いまよりも作物の生産量を増やして本人が望めば、農業の仕事の比重を多くできるような働きやすい環境を整えることを目的としています。

※主業農家…農業所得が主で、1年間に60日以上農業に従事している65歳未満の者がいる農家

Ⅶ 新規需要米・加工用米の横流れ防止措置

新規需要米（米粉用、飼料用等）、加工用米を生産するに当たっては、主食用米への横流れを防止するため、以下の点に留意して下さい。

需要者との契約時

契約事項に「平年を上回る収穫があっても横流れが起きないよう、契約数量は当該年の地域単収に面積を乗じた収量とする」旨、規定して下さい。

作付時

新規需要米、加工用米の圃場を特定するなどにより、作付面積を確定して下さい。

主食用米と同一圃場で同一品種を作付する場合には、新規需要米、加工用米の出荷数量を当年の地域単収で換算するなどにより、面積を確定することが必要です。

不適切な取組の場合には、水田利活用自給力向上事業の交付対象から除外されます。

収穫－出荷時

主食用米等と区分して管理して下さい。

・袋を分けて米粉用米には㊙、飼料用米には飼、加工用米には加、と表示して下さい。

・需要者に直接又は需要者団体を通じて販売して下さい。

それぞれの用途以外に販売した場合には、改正食糧法に基づき罰則が適用されます。 →P25①参照

新規需要米、加工用米を含め、米、種もみを出荷、販売するときは、その記録を作成し３年間保存して下さい。

記録事項　品名、産地、数量、年月日、取引先名、米穀の用途　等

記録の虚偽記載等があった場合には、米トレーサビリティ法に基づき罰則が適用されます。 →P25②参照

国としての取組

- 生産者と需要者とのマッチングが図られるよう、需要の掘り起こしに努めてまいります。
- 主食用と異なる多収性品種を取り扱う際、乾燥・調製に支障を来さないよう、地域内のカントリーエレベーター等事業者に対し、効率的な運用を図るよう、助言・指導を行ってまいります。

詳しくは、農林水産省ホームページを御覧いただくか、最寄の地方農政事務所にお尋ね下さい。